

環 境 第 1 3 6 0 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

保健所設置市水道担当部局担当課長 様

北海道環境生活部環境局環境推進課水道担当課長

障害者差別解消法の施行に向けた水道事業者等への周知について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、同法の理念を理解いただき、障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくようお願いします。

また、指定給水装置工事事業者に対しても、同様に取組がなされますよう、周知をお願いします。

水道グループ 担当：佐伯

Tel 011-231-4111 内線 24-283

Fax 011-232-1301

生食水発1202第1号
平成27年12月2日

都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

障害者差別解消法の施行に向けた水道事業者等への周知について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が、平成28年4月1日から施行されます。

同法第11条の規定に基づき、平成27年11月11日付けで、障害者に対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、衛生分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方をお示しした「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン～衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が厚生労働大臣により決定され、下記ホームページにより公表されました。

つきましては、同法の理念を御理解いただくとともに、障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくため、貴管下都道府県認可水道事業者等に対する周知をよろしくお願いいたします。また、水道事業者からは、指定給水装置工事事業者に対して周知をいただくよう、併せて周知をよろしくお願いいたします。

記

「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン」掲載ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

以上

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品全部水道課

担 当：吉田、鈴木

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougi.jutsu@mhlw.go.jp